本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災復興特別区域法の施行期日を定める政令（政令第四〇八号）（内閣官房）

東日本大震災復興特別区域法の施行期日を平成二三年一二月二六日とすることとした。

◇東日本大震災復興特別区域法施行令（政令第四〇九号）（内閣官房）

1　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第二号ニの政令で定める事業は、復興推進計画の区域における農林水産業の振興に資する事業、社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業、環境の保全及び向上に資する事業及び地域住民の生活の利便性の向上に資する事業であって、それぞれ内閣府令で定めるものその他東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であって内閣府令で定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　法第四条第一項に規定する特定被災区域の区域を定めることとした。（第二条関係）

3　法第二一条の規定に基づく公営住宅等の譲渡処分に係る特例に関し、公営住宅法施行令の規定について、法と同様の読替えを定めることとした。（第三条関係）

4　法第三〇条第三項に規定する河川法第三八条の特例について、準用河川の特定発電水利使用に関し河川法第一〇〇条第一項において準用する同法第二三条又は第二六条第一項の許可の申請があった場合に準用することとした。（第四条関係）

5　法第三四条の規定に基づく確定拠出年金の脱退一時金の支給対象者となる者の住居又は家財の損害の程度及び当該支給の請求時における個人別管理資産の額について定めることとした。（第五条関係）

6　法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、復興仮設占用物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であって地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設を都市公園内に設け、復興の推進に当たって活用する事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市公園法施行令の特例として、都市公園の占用許可の対象を拡大することとした。（第六条関係）

7　法第五二条第一項に規定する土地改良事業の要件を定めるとともに、同項の規定により行う土地改良事業の国庫補助率を定めることとした。（第七条関係）

8　法第五三条第一項に規定する特定集団移転促進事業又は法第七七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業について、実施のための戸数要件の緩和等について定めることとした。（第八条関係）

9　法第五六条第八項の規定により、被災関連都道県及び被災関連市町村が負担する地籍調査に要する経費の算定方法を定めることとした。（第九条関係）

10　法第六四条第四項の規定に基づく届出対象区域において届出を要する行為及び届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を定めることとした。（第一〇条関係）

11　法第七〇条第四項の規定に基づき、土地収用法第九四条第二項の規定による収用委員会に対する裁決を申請する場合は、裁決申請者の氏名及び住所等を記載した裁決申請書を提出しなければならないこととした。（第一一条関係）

12　法に規定する国土交通大臣、農林水産大臣及び環境大臣の権限のうち、地方支分部局に委任する権限を定めることとした。（第一二条関係）

13　この政令は、法の施行の日（平成二三年一二月二六日）から施行することとした。

政　令

東日本大震災復興特別区域法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百八号

東日本大震災復興特別区域法の施行期日を定める政令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災復興特別区域法の施行期日は、平成二十三年十二月二十六日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　一川　保夫

東日本大震災復興特別区域法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百九号

東日本大震災復興特別区域法施行令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第二号ニ、第四条第一項、第三十条第五項、第三十五条、第五十二条第一項、第五十三条第九項、第五十六条第八項、第六十四条第四項、第七十条第四項、第八十八条及び第八十九条並びに同法第二十一条の規定により読み替えて適用する公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、東日本大震災復興特別区域法第二十一条の規定により読み替えられた公営住宅法附則第十六項の規定により読み替えて適用する同法第四十四条第一項並びに東日本大震災復興特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）附則第三条第一項第一号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。